



# Transfer Pricing News



## デジタル課税第 1 の柱／利益 B

### 「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ(FAQ)」の公表

July 2025

#### In brief

2025 年 6 月、国税庁より、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ(利益 B)に関して、簡素化・合理化アプローチに関する我が国の税務上の取扱いについてまとめた「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチに関する FAQ」(以下、「国税庁 FAQ」)が公表されました<sup>1</sup>。

移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ(利益 B)については、移転価格による紛争やコンプライアンスコストの軽減を図ることを目的とし、基礎的なマーケティング・販売活動(Baseline marketing and distribution activities)について独立企業間原則の簡素化・合理化されたアプローチを提供するものとして、OECD／包摂的枠組み(Inclusive Framework、以下「IF」)において議論が進められてきました。

2024 年 2 月、利益 B に関する最終報告書(以下、「利益 B 最終報告書」)<sup>2</sup>が公表されるとともに、OECD 移転価格ガイドライン第 4 章附属書に組み込まれ、各国は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、自国居住者である販売会社に係る対象取引に対して、簡素化・合理化アプローチの導入・適用を選択することができるようされています。

日本では、2025 年度(令和 7 年度)税制改正大綱において、「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論および各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない」とされていますが、日本法人の国外関連者(子会社等)が所在する進出先国において簡素化・合理化アプローチが適用される可能性があることから、簡素化・合理化アプローチに関する我が国の税務上の取扱いをまとめた「国税庁 FAQ」を作成したものとしています。

本ニュースレターでは、「国税庁 FAQ」の概要について解説します。

<sup>1</sup> <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/kansokagourika/index.htm>

<sup>2</sup> [https://www.oecd.org/en/publications/pillar-one-amount-b\\_21ea168b-en/full-report.html](https://www.oecd.org/en/publications/pillar-one-amount-b_21ea168b-en/full-report.html)

## In detail

「国税庁 FAQ」の各項目における質問及び回答の概要については、以下のとおりです。

### (1) 独立企業間価格の算定

#### 【問】

国外関連者(子会社等)の所在地国において簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定した取引について、我が国においても簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定することは可能か。

#### 【答】

- 我が国においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、国外関連者(子会社等)の所在地国における簡素化・合理化アプローチの適用状況にかかわらず、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて算定する必要がある
- このことは、国外関連者(子会社等)の所在地国が covered jurisdiction<sup>3</sup>に該当するか否かによって影響は受けない

### (2) 事前確認の申出の可否

#### 【問】

簡素化・合理化アプローチの実施国に所在する子会社等との国外関連者間取引について、簡素化・合理化アプローチの適用結果を独立企業間価格とする事前確認の申出は可能か。

#### 【答】

- 我が国においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて事前確認の申出を行う必要がある
- このことは、国外関連者(子会社等)の所在地国が covered jurisdiction に該当するか否かによって影響を受けない

### (3) 簡素化・合理化アプローチの適用により発生した二重課税の排除

#### 【問】

国外関連者(子会社等)の所在地国において、簡素化・合理化アプローチを適用した課税により二重課税が生じた場合、相互協議の申立ては可能か。

#### 【答】

- 国外関連者(子会社等)の所在地国において、簡素化・合理化アプローチを適用した課税により二重課税が生じた場合、国外関連者の所在地国と我が国との間に租税条約があるときは、相互協議の申立てが可能
- 国外関連者(子会社等)の所在地国と我が国において、異なるアプローチで算出された異なる独立企業間価格の算定結果をもって、それぞれの国において申告したことにより二重課税が生じた場合でも、国外関連者の所在地国と我が国との間に租税条約があるときは、相互協議の申立てが可能

<sup>3</sup> 利益 B は最終報告書において各国の選択適用とされたため、簡素化・合理化アプローチの下での適用結果は、対象取引の相手国に対して拘束力を有しないものの、IF 加盟国の政治的コミットメントとして、特定の対象国(covered jurisdiction)については、当該国による簡素化・合理化アプローチの適用結果を尊重することとされている。

covered jurisdiction リストの決定に係る基準は以下のとおり。

- a. IF 加盟国うち、「世界銀行グループによる所得水準別国分類」に基づく低・中所得の国・地域(EU、OECD、G20 加盟国を除く)
- b. IF 加盟国うち、OECD、G20 加盟国であるが、a.の基準を充足し、かつ 2024 年 3 月までに IF に対して利益 B を適用する意思を表明した低・中所得国に拡大
- c. IF 非加盟国うち、a.の基準を充足し、かつ IF に対して利益 B を適用する意思を表明した国を追加(ただし、IF の要請及び承認が必要)また、covered jurisdiction のリストについては、下記 URL 参照。

[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/support-materials/2024/02/pillar-one-amount-b\\_41a41e1e/statement-covered-jurisdiction-definition-inclusive-framework-commitment-amount-b.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/support-materials/2024/02/pillar-one-amount-b_41a41e1e/statement-covered-jurisdiction-definition-inclusive-framework-commitment-amount-b.pdf)

- 両当局間における相互協議は、従来の独立企業間価格の算定方法に基づいて行う。このことは、国外関連者（子会社等）の所在地国が covered jurisdiction に該当する場合であっても、同様とする
- 利益 B ガイダンスでは、国外関連者（子会社等）の所在地国が covered jurisdiction であって、当該国が簡素化・合理化アプローチを適用し、かつ、租税条約が締結されているときは、当該国外関連者間取引の相手国は、国内法令や執行上の慣行の範囲内において、簡素化・合理化アプローチの適用結果を尊重するとされている。相互協議でも、これを踏まえ、我が国の法令や執行上の慣行の範囲内において対応する

#### (4) 移転価格文書の作成

##### 【問】

国外関連者（子会社等）の所在地国において、簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、我が国において独立企業間価格を算定した移転価格文書として認められるか。

##### 【答】

- 我が国においては簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、我が国の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものとはいえない
- そのため、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて算定した移転価格文書の作成及び保存が必要
- ただし、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を分析・算定した結果を併記し、かつ、当該算定結果と簡素化・合理化アプローチの適用結果が整合的である場合には、当該移転価格文書は我が国の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものといえる
- このことは、国外関連者（子会社等）の所在地国が covered jurisdiction に該当するか否かによって影響は受けない

#### The takeaway

移転価格に係る簡素化・合理化アプローチ（利益 B）については、導入国は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から、適用対象取引に対して適用可能とされている一方で、我が国においては、当面は簡素化・合理化アプローチを実施しないとしています。その結果、基礎的なマーケティング・販売活動に係る一つの国外関連者間取引について、移転価格税制上、二つのルールが併存して適用されることになり、今回の「国税庁 FAQ」は、このような状況において、我が国での簡素化・合理化アプローチに関する税務上の取扱いについて明確化を図るものとして公表されています。

「国税庁 FAQ」では、企業が実務において直面する移転価格文書化に関する取扱いについて、簡素化・合理化アプローチの適用結果が従来の独立企業間価格の算定方法を用いた分析結果と整合的でない場合には、我が国の移転価格税制の取扱いに沿ったものとは認められないとしています。このような場合において、納税者としては、二つのアプローチによるコンフリクト解消のため、簡素化・合理化アプローチ適用国に所在する販売子会社に係る利益水準の妥当性の検証やプライシングなどによる調整、また移転価格ポリシーの見直しなど、実務上の対応が求められることとなり、留意が必要です。

利益 B に関する各国の動向については、昨年12月、米国財務省および米国内国歳入庁が、簡素化・合理化アプローチに係る規則案を公表する予定であるとのアナウンス(Notice)を行い、利益 B 最終報告書と整合的な枠組みとして当該アプローチの実施を目指すとしています。また、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカなどの新興国が利益 B の適用の意思を表明しており、今後の導入の広がりの可能性も示唆されるところです。グローバルに事業展開する日本企業においては、今後の利益 B に関するグローバルでの各国の動向に注視していくとともに、移転価格ポリシーの検証・見直しなど実際の導入を見据えた検討・準備を進めていくことが必要です。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

パートナー

船谷 晃一

大阪事務所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号  
グランフロント大阪 タワー A 36 階

ディレクター

城地 徳政

名古屋事務所

〒450-6038

愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4  
号 JR セントラルタワーズ 38 階

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.